

東京都雇用・就業対策審議会 「中間のまとめ」(案)の概要

第1 雇用・就業をめぐる東京の現状

現状1 少子高齢化が進展する東京

- 東京の人口は、平成32年を境に減少
 - ・15歳未満人口及び生産年齢人口は平成22年から減少し、65歳以上の高齢者人口は32年以降も増加する見込み
- 少子高齢化の進展に伴う影響
 - ・産業を支える労働力の減少
 - ・消費縮小による経済の活力低下が懸念される一方、高齢者向け市場の拡大などが見込まれる
- 労働者の親の高齢化による仕事と介護の両立に対するニーズの高まり

現状2 厳しさが続く若年者の就業環境

- 新規学卒者をはじめ若年者の就職は厳しい状況が続く
 - ・大学卒業者のうち就職も進学もしていない者の割合が高くなっている
 - ・若年層のパート・アルバイト及びその希望者の増加
- 厳しい就職環境にあっても、新規学卒者の早期離職は依然として高い割合で推移
- やむを得ず正規雇用以外の雇用形態を選択した若年者の割合も高い

現状3 中小企業を中心に十分とはいえない障害者雇用

- 中規模以下の企業で実雇用率は低迷している中、今後、法定雇用率の引き上げや障害者雇用納付金制度の適用対象が拡大

現状4 改善が求められる中小企業の雇用環境

- 雇用環境の改善が企業の経営にも影響
 - ・労働時間など労働条件のミスマッチ
- 労働相談情報センターにおける労使双方からの相談件数は年間5万件を超えて推移

第2 施策を構築するにあたっての視点

- 1 産業振興施策と軌を一にした雇用・就業施策の推進を図る
- 2 求職者や従業員、中小企業の状況に応じたきめ細かな対応を図る
- 3 教育機関や中小企業団体等との連携を強化し、施策の効果を高める

第3 東京の雇用・就業を推進させる施策

方向性Ⅰ

少子高齢化が進展する中、社会の「支え手」を増やし、活力ある経済社会を築く

- 1 中小企業の労働力確保や人材育成を円滑に進める

- 2 働くことを希望する若年者や女性、高齢者の就業を実現する

方向性Ⅱ

若者の職業的自立を支援し、職業生活へのスムーズな移行を図る

- 1 職業生活へのスムーズな移行に向け、教育段階からの取組を推進する

- 2 大学生や就業経験がない・少ない若年者等の就業を推進する

- 3 職業生活への移行後も早期に離職せずキャリア形成を図る

- 4 正規雇用以外の雇用形態で働く若年者のキャリア形成や正規雇用化に向けた支援を推進する

方向性Ⅲ

身近な地域での障害者雇用の受皿を拡大する

- 1 身近な地域での障害者の雇用機会の確保・拡大を図る

- 2 障害者の職場定着を推進する

方向性Ⅳ

雇用環境の改善に向けた中小企業の主体的な取組を推進する

- 1 雇用環境の改善を円滑に進めるため、支援体制及び情報発信の充実・強化を図る

- 2 雇用環境の改善を図る中小企業の主体的な取組を推進する

- 3 中小企業がコンプライアンスや雇用管理の大切さを認識し、雇用環境の整備に取り組む

<具体的な施策(主なもの)>

- 高齢者や女性、若年者の人材活用を図る中小企業の支援
 - ・公正な処遇の確保に取り組む企業に対する支援の推進
 - ・業界等のニーズに対応した高齢者の職業能力開発や若年者の意識を中小企業に向ける取組
- 生産性の向上や成長分野での事業展開を図る中小企業の人材育成・確保の支援
 - ・職業能力開発センターによる中小企業の人材育成・確保の推進
 - ・若年者に対する成長分野での知識・技能の習得と企業での就労体験を行う機会の提供
- 仕事と育児・介護の両立に取り組む中小企業の支援
 - ・仕事と介護の両立を実現する働き方のロールモデルの提供や先駆的な企業の取組事例の紹介

- 女性や若年者の就業支援・職業能力開発の推進
- 高齢者の安定・充実した生活に向けた総合的な支援展開
 - ・高齢者の多様な就業ニーズへのきめ細かな対応（相談の充実や地域の就業支援機関への支援強化）
 - ・中高年層を対象にしたキャリアビジョンやライフプランに関する支援

- キャリア教育等を実施する都立高校等へのしごとセンター等のノウハウ・情報の提供
- 高校生が働くことに伴う権利や義務等の知識を学べるよう資料の発行や研修会を実施

- 大学との連携強化による新規学校卒業者等の就職支援
- 働きやすい職場づくりに取り組む企業等の情報の発信強化により学生に適切に情報提供
- 就業経験がない又は少ない若年者に対するきめ細かな就業支援や職業訓練等の推進

- 中小企業に就職した若年者の交流会等の開催による職場定着支援
- 社会人基礎力を高める在職者向け職業訓練コースの開発・実施

- 若年者に対する正規雇用化に向けた就業支援や職業能力開発の推進
- 企業における職業能力開発への支援や企業内正社員登用制度などの雇用環境整備の促進

- 経営者に対する障害者雇用の理解促進
- 障害者雇用の経験がない・少ない企業への支援
- 精神障害者及び発達障害者を対象とした職業訓練科目の検討

- 東京ジョブコーチの拡大や継続雇用につながる支援の実施

- 労働相談情報センターの支援体制の充実・情報発信の強化

- 個々の中小企業に対する具体的な支援
 - ・経営者の理解を促す普及啓発の強化や企業の取組をニーズに応じて支援
- 雇用環境の改善に意欲がある業界団体等の取組の促進

- 労働関係法令の基礎知識やパワーハラスメントなどの個別課題に関する労働教育の充実
- 業界団体が加入企業を対象に行う労働関係法令等の普及啓発活動への支援